

郵政民営化委員会（第85回）議事要旨

日時：平成24年10月11日（木）13：30～16：00

場所：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会室
（委員5名出席）

1. 概要

株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の新規業務の認可申請について、意見募集の結果の報告及び意見提出者からヒアリングを行った。

2. 委員会での意見等

①第1グループ

- ・全国信用組合中央協会は資料85-1により意見陳述。
- ・全国信用金庫協会は資料85-2により意見陳述。
- ・農林中央金庫は資料85-3により意見陳述。

【意見の概要】

- ・完全民営化に向けた具体的な計画が早期に示されない限り、新規業務を認めるべきではない。（全国信用組合中央協会、全国信用金庫協会）
- ・暗黙の政府保証があるとの認識は残存し、利用者の行動に影響を及ぼすおそれがある。（全国信用組合中央協会、全国信用金庫協会、農林中央金庫）
- ・規模の縮小に努めるべきであり、巨大なまま新規業務へ参入すべきではない。（全国信用金庫協会）
- ・地域金融・地域経済に与える影響を踏まえ、認めるべきではない。（全国信用組合中央協会、全国信用金庫協会、農林中央金庫）
- ・所見見直し中の認可申請は、遺憾である。（農林中央金庫）
- ・縮小するパイの奪い合いになる競争の激しい分野でなく、民間金融機関が取り組みたくても取り組めない業務・分野へ参入すべきである。（全国信用金庫協会）

【関係者からのヒアリングに対する質問】

Q 民間が取り組みたくても取り組めない業務や分野とはどのような業務を考えているのか。

A 例えば、道路・港湾事業などの公共的なところへの投資や信用保証協会などの卸売的な金融に資金が使えないか。（全国信用金庫協会）

Q ゆうちょ銀行が住宅ローン市場に参入したら、全体の需要は増えないのか。

A 国内貸出全体が伸びるかどうかは経済情勢、金利の問題であり予測できない。（全国信用組合中央協会）

新規は3割程度であり、景気がよくなる状況では、増えないと思う。（全国信用金庫協会）

農協の貸出は減っており、パイが広がらない状況。経済が成長しない中で、ゆうちょ銀行に認めると民間金融機関からの貸出がゆうちょ銀行へ振り替わると思う。（農林中央金庫）

Q 地域経済を活性化させるためには中小企業が大事だと考える。各団体に新しい工夫などはあるか。また、その中でゆうちょ銀行ができることがあるか。

- A 開業率が低く、企業の売上に協力することまでやっているが、決めてがなく難しい問題。その中でも支援等は我々の役割だと考えている。(全国信用金庫協会)
- Q 日本郵政から郵政グループビジョン2021が示されたが、その計画についてはどのように考えているか。
- A 業務内容について、販売から病院まで幅広くやっているということで、半分うらやましいが、半分、リスク遮断ができていないという気がする。(全国信用金庫協会)
実績をつけて上場するのは話が逆で、上場してからこういうことができるというのが筋だと思う。(農林中央金庫)
幅広いサービスを全国ネットで提供されると太刀打ちできない。政府の関与が残っているうちは官業と言わざるを得ない。地方、特に高齢者の感覚では、ゆうちょ銀行＝国というのが根強いのではないか。(全国信用組合中央協会)
- Q 貸出業務の際に、リスクを回避して健全運営に努めている、そのみなさんの留意点を教えて欲しい。
- A 経営者の資質を見極めながら貸す。貸出先に足を運び、経営者にヒアリングをし、財務諸表だけでは表れないものも読み取ることが必要。なお、貸倒れに対応する保証協会があるが、保証協会も資金は潤沢ではなく、そのようなところにゆうちょ銀行の資金を入れて、保証料を貰うといったことができないのか。(全国信用金庫協会)
地域住民との密接な対話が重要。家を建てる時に誰の名義でいくら借りればよいか等、助言も行っている。(農林中央金庫)

② 第2グループ

- ・ 第二地方銀行協会は資料85-4により意見陳述。
- ・ 全国地方銀行協会は資料85-5により意見陳述。
- ・ 全国銀行協会は資料85-6により意見陳述。

【意見の概要】

- ・ 完全民営化に向けた具体的な計画が早期に示されない限り、新規業務を認めるべきではない。(第二地方銀行協会、全国地方銀行協会、全国銀行協会)
- ・ 暗黙の政府保証があるとの認識は残存し、利用者の行動に影響を及ぼすおそれがある。(全国地方銀行協会、全国銀行協会)
- ・ 規模の縮小に努めるべきであり、巨大なまま新規業務へ参入すべきではない。(第二地方銀行協会、全国地方銀行協会)
- ・ 新規業務の収益性・リスク、内部管理態勢の整備等について懸念があり、検証が必要。(第二地方銀行協会、全国地方銀行協会、全国銀行協会)
- ・ 日本郵政グループ内のリスク遮断が必要。(全国銀行協会)
- ・ 地域金融・地域経済に与える影響を踏まえ、認めるべきではない。(第二地方銀行協会、全国地方銀行協会、全国銀行協会)
- ・ 所見見直し中の認可申請は、遺憾である。(第二地方銀行協会、全国地方銀行協会)

【関係者からのヒアリングに対する質問】

- Q 暗黙の政府保証について、貸出の際にゆうちょ銀行に有利に働くのか。
- A 市場において、政府保証をバックに資金を安く調達できることから、低い金利で有利に貸し出しできる。(全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会)

- Q 資金調達に有利というが、今はゆうちょ銀行の預金量は落ちているのではないか。
- A ゆうちょ銀行とは経営体力が違う。ゆうちょ銀行は金利をダンピングしても耐えられるから、貸出のシェア拡大を図る戦略に出たら太刀打ちできない。(地方銀行協会)
- 銀行もお金を借りているが、格付けでプレミアムがつく。金融業者間でも暗黙の政府保証の存在は大きい。仕入れ値が安く、安定した調達ができる。(全国銀行協会)
- Q 民営化の具体的な道筋が示されないという意見について、郵政グループビジョン2021が示されたが、どう評価するか。
- A 当協会は、ゆうちょ銀行に対し、全銀ネットへの接続開放等の歩み寄りをしてきたのに、郵政グループビジョンは、明確なスケジュールが明示されていない。(全国銀行協会)
- 附帯決議の内容が活かされていない。(全国地方銀行協会)
- Q 貸出について、ゆうちょ銀行は一般的な銀行で貸出がしにくいと判断されるところにローンを提供しようとしているが、貸出時の審査の実態はどうか。
- A 全銀行等について住宅ローン等についてヒアリングしたが、女性、シニア向け等について、非常に積極的にやっている。貸せないことはあるが審査を厳しくしていない。スタート時よりも4、5年経った後のデフォルトが心配。(全国地方銀行協会)
- Q 日本郵政に各郵便局での金融ユニバーサルサービスという義務付けがされ、ゆうちょ銀行は重しを背負った感じがするが、それでも強すぎるか。
- A 政府出資が株を手放さない状況では、まだ、政府がガバナンスを利かせていると言わざるを得ない。以前より政府の影響力が強くなっているのでは。ある部門で赤字が出たときに金融二社の収益から補てんすることになるとか、金融二社の経営が不安定となったときに公的資金を注入するとか、ユニバーサルサービスの社会的な必要性の強さとかを天秤にかけて比べるべきである。(全国銀行協会)

③全国生命保険労働組合連合会

- ・資料85-7-1により意見陳述

【意見の概要】

- ・暗黙の政府保証があるとの認識は残存し、利用者の行動に影響を及ぼすおそれがある。
- ・学資保険をきっかけとしたその他の保険販売面への影響は大きく、適正な競争関係の確保の観点から問題。

【関係者からのヒアリングに対する質疑】

- Q かんぽ生命は、学資保険は元々かんぽ生命が始めた商品であるが、徐々にシェアが下がってきていると説明している。
- A それは間違いないが、33%という圧倒的なシェアは脅威。
勧誘を行おうとしても、学資保険はかんぽ生命に任せているのでという声もあり、商品改定が行われればさらに影響が大きくなる。
- Q 生保労連の組合員は商品改定が脅威だと言うが、郵政労組の組合員は現状の商品性では民間に負けてしまうという意見があった。今のかんぽ生命の学資保険は、利用者にとって加入すべき商品内容なのか。顧客の立場に立ったときの商品内容についてどう考えるか。

- A 我々からすると、かんぽ生命の学資保険は保険料が安く、競争性が高いという認識。一概にかんぽ生命の商品性が劣っているとは思わない。
- 我々は、かんぽ生命の商品改定そのものに絶対反対というわけではなく、競争条件を整えば、ともに切磋琢磨して行きたいという立場。暗黙の政府保証がある中では商品改定は時期尚早ということ。
- Q 生保会社はだいたい規模が大きいので、かんぽ生命との規模の格差の問題はなく、暗黙の政府保証の問題に尽きると理解してよいのか。かんぽ生命は契約件数も減っているし、商品改定してもそれ程の影響はないのではないか。
- A 例えば総資産ベースで見ると、やはり規模の格差は大きい。地方においては、郵便局チャネルの影響が大きい。保険会社の名前を出してもドアを開けてくれない人が、郵便局と言えば話を聞いてくれるということもある。暗黙の政府保証とは違う話かもしれないが、やはりかんぽ生命はしょっているものが民間とは違う。
- Q (学資保険の契約者である)親御さんの立場からすると、学資保険の商品内容は強化されるべきではないか。入口の商品だからといって反対していたのでは、加入者の利便性の観点からどうなのか。
- A 時代のニーズを取り入れて商品内容を見直していくことは賛成するが、民間と競争する条件が整っていない。

④社団法人 生命保険協会

- ・資料85-8-2により意見陳述

【意見の概要】

- ・完全民営化に向けた具体的な計画が早期に示されない限り、新規業務を認めるべきではない。
- ・暗黙の政府保証があるとの認識は残存し、利用者の行動に影響を及ぼすおそれがある。
- ・学資保険をきっかけとしたその他の保険販売面への影響は大きく、適正な競争関係の確保の観点から問題。
- ・新たなビジネスモデルにおける学資保険の改定の位置づけや収益想定等が不透明。

【関係者からのヒアリングに対する質疑】

- Q 学資保険は、かんぽ生命が始めた商品であるが、他の民間会社が追随し、現在、そのシェアが7割となっている。今般の商品改定が、果たして公正な競争条件の阻害となるのか。
- A 学資保険は、各社で様々な商品を提供しているところであり、ファーストコンタクトの商品として重要。かんぽ生命が、商品改定により、学資保険の販売量を増やし、他の保険商品販売への効果を戦略の一つと位置付けているのであれば、民業圧迫となる。
- Q パイの奪い合いではなく、ユーザーが使い勝手のよい保険マーケットを育てていってはどうか。
- A 出生数の7割が学資保険に入り、現状、当該マーケットは飽和状態であり、小さくなっている。かんぽ生命の商品改定が民業圧迫につながる。
- Q 学資保険においては、業界 No.1 のリーダー企業であるかんぽ生命が、顧客のニーズに合った商品の提供により、市場の活性化の役割を果たす意味は大きいのではないか。

A リーダー企業が官営企業であることが問題。現在、かんぽ生命の学資保険の国内シェアが3割程度となり、適正な競争環境となったのに、民営化の具体的な道筋が示されない中で、商品改定されると、学資保険のシェアの再拡大、今後の他の保険商品に与える影響が大きい。

⑤全国銀行員組合連合会議

・資料85-9により意見陳述

【意見の概要】

- ・暗黙の政府保証があるとの認識は残存し、利用者の行動に影響を及ぼすおそれがある。
- ・「ゆうちょブランドに対する安心」という国民の認識は未だ根強く、民間金融機関の収益機会を低減させ、経営問題に発展する懸念がある。

【関係者からのヒアリングに対する質疑】

Q 「暗黙の政府保証」は具体的に何か。

A 具体的に確認できるわけではないが、労働者の立場として、ゆうちょ銀行の新規業務への参入により、我々の収益機会が奪われるのを懸念している。

Q 住宅ローンを始めると全部ゆうちょ銀行に持って行かれるという話があるが、みなさん方が先行している有利さはあるのではないか。

A 先駆的なノウハウはもっているが、それ以上に規模の大きさが脅威。

競争相手としてとらえた場合に、地域の中でゆうちょ銀行に利用者が安心感を持っているので、分が悪い。

2. その他

次回会合は、明日10月12日午前10時から残る4団体及び金融庁、総務省からのヒアリングを予定している。

以上

(注) 議事要旨は事後修正の可能性があることにご留意下さい。また、詳細については追って公表される議事録をご覧ください。